保安林指定の照会について

１　保安林指定の有無の照会については、メール、ファクシミリ、郵送による　　照会・回答を行っています。

２　所轄する市町村の保安林以外はお調べできません。北部林業事務所の所轄市町村を御確認の上照会してください。

３　様式は、別紙のとおりです。

なお、照会地番が多数の場合は、「別紙のとおり」と記載し、同じ表様式で　　　作成した別紙を添付してください。

４　**確認業務上必要としますので、「公図の写し」を必ず添付してください。**

５　当方で確認上、疑問が生じた場合は登記事項証明書の写しのほか、位置図、　　平面図等の図面の送付をお願いすることがあります。御了承ください。

※なお、以下の市町には保安林がありません。（アイウエオ順）

　我孫子市、市川市（八幡除く）、印西市、浦安市、柏市、鎌ヶ谷市、神崎町、

栄町、酒々井町、白井市、千葉市（花見川区、美浜区）、流山市、習志野市、

野田市、船橋市、松戸市、八千代市、四街道市

記

【連絡先】：山武市富田ト１１７７－７

千葉県北部林業事務所森林管理課

電話番号：０４７５－８２－３１２１

ＦＡＸ番号：０４７５－８２－４４６３

メール：h-shokai@mz.pref.chiba.lg.jp

　【保安林 所轄（北部林業事務所）】　全41市町村

　　　　　　内訳

千葉地域 (２)：千葉市、八千代市

東葛飾地域 全域（10）：市川市、船橋市、松戸市、野田市、

 習志野市、柏市、流山市、我孫子市、

 鎌ヶ谷市、浦安市

印旛地域 　全域（９）：成田市、佐倉市、四街道市、八街市、

 印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町

香取地域　 全域（４）：香取市、神崎町、多古町、東庄町

海匝郡市　 全域（３）：銚子市、旭市、匝瑳市

山武郡市　 全域（６）：東金市、山武市、大網白里市、

 九十九里町、芝山町、横芝光町

長生郡市　 全域（７）：茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、

 白子町、長柄町、長南町

保安林指定に関する照会について

令和　　 年　　 月　　 日

千葉県北部林業事務所長　様

（FAX 番号0475-82-4463）

住　所

氏　名

TEL

FAX

（法人の場合は担当者名）

　下記の土地について、保安林に指定されているか照会します。

記

１　土地の表示

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 市町村 | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 地積 | ＊指定の有無 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

注：＊指定の有無欄は、記入しないでください。

＊5筆を超える場合は「別紙のとおり」と記載し、別に地番一覧を添付してください。

２　添付書類　（添付したものに○を付けてください）

　　**公図写し（必須）**・登記事項証明書写し・位置図・平面図・その他（　　　　　）

|  |
| --- |
| 照会のあった土地について、上記１土地の表示の「指定の有無」欄のとおり回答します。令和　　 年　　 月　　 日担当：千葉県北部林業事務所森林管理課住所：〒289-1321　山武市富田ト1177-7電話：0475-82-3121 FAX：0475-82-4463　　　　　　　　　　　　メール：h-shokai@mz.pref.chiba.lg.jp |